

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	1、2	受 理 年 月 日	令和5年5月17日
件 名	敬老乗車証制度の交付基準の見直し		
要 旨	<p>2021年11月5日に京都市会で可決された敬老乗車証条例の一部改正条例に基づき、2022年10月から運用が始まっている。</p> <p>負担金を2倍あるいは3倍に大幅に引き上げたため、申請・交付者数は2021年度に比べ大幅に減少し、交付率は44.67パーセントから37.67パーセントへと7ポイントも減少している。加えて、交付対象外が創設され、その人数は6,673人にも上っている。</p> <p>今、物価が高騰し続け、高齢者の生活の支えである年金の切下げなどにより、高齢者はもとより市民生活は苦境に直面している。負担金の大幅引上げは、利用者の暮らしを一層直撃するものである。申請を断念せざるを得なかった人々には、社会参加、自由な移動、健康増進などの面で悪影響を与えている。</p> <p>このような生活状況の下で、10月に負担金が3倍、4.5倍に引き上げられると、ますます利用者の生活は苦しくなるばかりである。そのため、敬老乗車証離れがますます加速することは火を見るより明らかである。</p> <p>制度変更の理由として当局は、敬老乗車証制度を将来も持続可能なものとするためと度々説明しているが、負担金が正に負担となり申請を諦め、あっても利用できない制度のみが残るようでは、高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することには全くなならない。</p> <p>制度の見直しの効果の説明では財政効果ばかりである。市民に寄り添う福祉の心が伝わってこない。このようなことを強いた市長の財政困難、500億円以上の財源不足などの説明責任は重大である。今回の変更が高齢者やその家族に与える影響は大きく、市長は条例の目的にかなうよう財源配分にも責任を持ち、一刻も早く、敬老乗車証制度の対象者、負担金を2021年度の交付基準に戻すべきである。責任を取れないのであれば、市長は辞任すべきである。</p> <p>ついては、敬老乗車証制度の対象者及び負担金を2021年度の交付基準に戻すこと、少なくとも今年10月更新の本人負担の3倍化(又は4.5倍化)は中止することを願う。</p>		
陳 情 者			
回付委員会	環 境 福 祉 委 員 会		